災 害 議時 等 に お け る 船 舶 を 活 用 し た 医 療 提 供 体 制 の 整 備 の 推 進 に 関 す る 法 律 案 に 対 す る 附

帯 決

参 令 議 和 院 災 害 年 対 策 特 別 月 会 日

政 府 は 本 法 の 施 行 に 当 た 1) 次 の 諸 点 に つ 61 て 適 切 な 措 罯 を 講 じ そ の 運 用 に 万 全 を 期

す ベ き で あ る

か段 を も 义 陸 迅 含 る 上 に め 速 0 な 当 7 医 提 考 た 療 供 慮 つ 施 が す て 設 る はに 可 能 こ お لح لح い L١ な に わ て る ょ ゆ 提 よう 1) る 供 さ ド 努 災 ク れ め 害 タ る る 1 が 医 こ 発 ^ 療 生 IJ لح せ L の ド た 適 地 ク 切 域 夕 な 等 役 に 力 割 お 分 な 担 11 تلے て 及 多 必 び 要 樣 相 لح な 互 救 さ の 急 れ 連 る 医 携 療 協 医 療 の 力 提 0 の 供 的 確 確 手 保

機 港 能 湾 保 場 が が 有 発 存 す は揮 在 る そ さ す 船 れ る の 舶 る 中 建 を 造 ょ で 検 う、 費 討 な 船 す تع 留 舶 る 意 が を に 当 す 活 過 大 る 用 た こ لح つ し ځ な た て 5 医 は な ま 療 い た 提 我 ょ が 供 う 船 が 玉 留 舶 求 が 意 の め 長 す 保 5 < る 有 れ 多 こ る 樣 بح 樣 運 な 々 海 用 な岸 に 係 状 線 況 る を 持 経 を 費 勘 ち 案 せ 新 L 大 小 た + 樣 に 全 建 セ 造なな

Ξ 害 が 災 害 発 時 生 等 L 以 た 地 外 に 域 等 お 61 に て お い保 有 て す 必 要 る لح 船 さ 舶 れ を る 玉 際 医 緊 療 を 急 船 援 助 舶 活 を 活 動 用 等 に L て活 用 的 す 確 かる つ場 迅 合 速 に は に 提 供 災 す

るという 本 来 の 任 務に 支障 を来すことの な 11 ようにすること。

四 国 民 船 か 舶 5 の 運 公 務 用 主 員 体 の 天 が 下 玉 IJ 以 の 外 手 の 段と 者 ع の な 疑 つ 念 た を 場 抱 合 かれることの に は、 そ の 運 な用 1 ) に ょ 係 う、 る 人員 留 意すること。 の 確 保につい て、

五 宜 見 災 害 直 すこと。 等 から得 5 れ た 教 訓 等 を 踏 まえ て、 本 法 に 基 一づく · 措 置 につ しり て は、 必 要に応じ て 適

六 本 法 に 基 づく 措 置 に つ しし 7 は、 当委員 会 に 適 宜 報告すること。

右決議する。